

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 1 5 日

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合

健康保険証の廃止に伴う事務手続きの変更等について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証は発行されなくなりマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行されます。併せて、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対しては、健康保険組合より資格確認書を交付することとなりました。

このため、今般の健康保険証の廃止に伴い、適用及び給付関係の事務取扱い、届出書・申請書の様式を変更することといたしました。

つきましては、具体的な内容下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただくとともに被保険者の方へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和 6 年 12 月 2 日以降の適用事務取扱いについて

保険者（健保組合）は、被保険者および被扶養者が保険医療機関等で、速やかにオンライン資格確認を受けることができるようにするため、事業主から届出のあった被保険者資格取得届、被扶養者（異動）届等の資格に関する情報を、届出を受けた日から 5 日以内にオンライン資格確認へ情報連携することとされています。【健保法施行規則第 24 条の 4】

また、保険証廃止後においては、新規資格取得者等に発行する「資格情報のお知らせ」は、オンライン資格確認システムへのデータ登録完了後に送付することとされています。このことを踏まえ、適用事務取扱いを以下のとおり変更いたします。

（1） 組合窓口での即日交付の廃止

被保険者・被扶養者の資格に関する届出（資格取得届・被扶養者（異動）届・資格証明書発行願・各再交付申請書）について、窓口での証書の交付は行いません。（限度額適用認定証を除く）

(2) 届出書受理から証書発送までの日数

届出書処理日から2営業日後に事業所様宛に発送いたします。(※)

個人番号の記載が必須の届出書に個人番号の記載が無い場合は、更に日数が掛かる場合があります。

(3) 電子申請での届出の場合

届出書処理日から2営業日後に決定通知書を返信いたします。届出にかかる証書は届出書処理日から2営業日後に事業所様宛に発送いたします。(※)

※ 社会保険労務士への送付が必要な場合は、返信用封筒を添付してください。

2. 被保険者資格取得届等の事前点検の開始について

マイナンバーによるオンライン資格確認への速やかな情報連携に向けて、入社時の手続きによる、資格情報登録のタイムラグ等への対応として、事業主が、加入前から余裕をもって被保険者等に係る情報を収集し、事実発生日前から届け出ることができる事前点検を開始いたします。届出の取り扱いについては下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、事業主様においては、健康保険へ加入となる被保険者等の届出については、事実発生から5日以内の届出義務となっておりますので、すみやかな届出について、改めて、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

≪被保険者資格取得などの事前点検に係る取り扱い≫

- ① 被保険者資格取得届、被扶養者（異動）届の2届について、事前点検を受け付けます。
- ② 事実発生日（入社日）の前2週間以内のものを受け付けます。
- ③ 事業主が「内定者」(※)と認めた者の届出を受け付けます。
- ④ 個人番号の届出（記載）は必須となります。
- ⑤ 上記取り扱いを、令和6年12月1日資格取得分より実施いたします。

※ 「内定者」とは、正式な内定通知がなされた者となります。また、入社に関する誓約書等が提出された場合、事業主は「内定者」に対し個人番号を求めることができます。

※ 同封の「資格取得届等の事前点検を受け付けます。」リーフレットも活用ください。

3. 任意継続被保険者資格取得届の事務手続の変更について

被保険者が退職後、引き続き当組合の被保険者として資格の継続を希望する方は、健康保険法第3条第4項の規定に基づき、任意継続被保険者として加入することができ、その保険

料は被保険者が直接当組合に支払うこととなっております。

保険料の支払いにあたっては、従来、加入手続きと同時に資格取得月分の保険料を現金で納付（組合窓口又は現金書留による支払い）する方法としておりました。

しかしながら、加入者の高額な現金の持ち運びや当組合の現金の取扱いによる事故を防止するため、今後は、加入手続き時における窓口での現金授受は行わず、指定金融機関へ直接振込をする方法に取扱いを変更いたします。

つきましては、貴社従業員が退職後、引き続き任意継続として加入する場合には、当組合で資格取得手続き完了後に健康保険任意継続被保険者資格取得受理通知書と納付書を送付いたしますので、速やかに指定する金融機関でお振込みをしていただくよう、ご周知方お願い申し上げます。（※納付期限内に納付いただけない場合は、資格を取消すこととなります。）

（変更点）

① 任意継続の資格を取得した際に支払う資格取得月の保険料納付方法

（新）当組合が指定する金融機関へ直接振込

（旧）当組合に現金で直接納付（組合窓口又は現金書留で支払い）

② 任意継続の資格取得月における保険料の納付期限

（新）「健康保険任意継続被保険者資格取得受理通知書」の交付日の翌日から起算して10日目（10日目が金融機関の休業日の場合は翌営業日）

※ 同封の「任意継続についてのご案内」リーフレットもご活用ください。

4. マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は任意の手続きであるため、その解除についても任意に手続きを行うことができ、その方法は医療保険者（健保組合）に解除申請を行うこととなります。

利用登録者が解除を希望される場合は、当組合へ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出いただくこととなりますので、被保険者等へご周知方お願い申し上げます。

※ 解除手続きから解除されるまで約1～2カ月かかります。

※ 解除の完了について、通知等は発送されません。マイナポータルの「健康保険証の利用登録申し込み状況」から確認してください。

5. 給付事務の取扱いについて

健康保険証の新規発行が終了することに伴い、これまで各種申請書に記入を必要としていた「被保険者証の記号・番号」についてはマイナ保険証には掲載されていないことや、12月以降に交付される資格確認書には限度額区分や特定疾病情報は掲載されないため、次のとおり取扱いを変更いたしますので、被保険者等へご周知方お願い申し上げます。

(1) マイナナンバーによる届出

マイナ保険証を利用中の方は、被保険者等の記号・番号をマイナポータルや「資格情報のお知らせ」を閲覧しないと確認できなくなり、12月2日以降はマイナナンバーによる申請が増えることが想定されるため、全ての給付関係書類においてマイナナンバー記載欄を最上部へ移動いたしました。

また、これまではマイナナンバーで申請を行った場合は、本人確認書類貼付台紙へ番号及び身元確認のための添付書類を必要としていましたが、12月以降は確認書類の添付を廃止し、マイナナンバーのみの記載で申請できるように変更いたします。

(2) 限度額証等の各種証書の取扱いについて

① 限度額適用認定証

マイナ保険証を利用中の方は申請不要です。

マイナ保険証を利用しておらず、従来の健康保険証や資格確認書で医療機関を受診する方のみ限度額適用認定申請書を健康保険組合へご提出ください。

なお、限度額認定証の交付については、医療機関等へ可及的速やかな提示が必要となるため、従来どおり即日交付で対応を図ることとしています。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証

被保険者の方が非課税者であり低所得区分の認定を希望される場合は、マイナ保険証の利用有無に関係なく限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出が必要です。

申請書を受付・処理後、マイナ保険証を利用されていない方のみに証書を交付し、マイナ保険証を利用されている方は、次回受診時に減額認定の情報が反映されており、証書の提示が不要であるため認定証は交付いたしません。

③ 特定疾病療養受療証

慢性腎不全等により、特定疾病の認定を希望される場合は、マイナ保険証の利用有無に関係なく特定疾病認定申請書の提出が必要です。

申請書を受付・処理後、マイナ保険証を利用されていない方のみに証書を交付し、マイナ保険証を利用されている方は、次回受診時に特定疾病の情報が反映されており、証書の提示が不要であるため認定証は交付いたしません。

6. 各種届出書の変更について

令和6年12月2日の健康保険証の廃止に伴い、適用関係・給付関係の届出書・申請書を変更いたします。新様式については令和6年11月25日から組合ホームページ「申請書一覧」よりダウンロード可能となりますので、お手数ですが現在使用している様式は破棄いただき、新様式を利用いただきますようお願い申し上げます。

(1) 適用関係届書の主な変更点

【資格取得届・被扶養者（異動）届】

「資格確認書発行要否」欄を新設しておりますので、資格確認書が必要な新規加入者については発行が必要な理由を確認のうえ、記載してください。未記載の場合はマイナ保険証利用登録者とみなします。

⑫ 資格確認書 発行要否	発行が必要 ☐	発行が必要な理由	1. マイナナンバーカードを取得していない、マイナナンバーカードを返納した 2. マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない 3. マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ
		右記より選択し番号を記入	

【被扶養者（異動）届】

これまで3枚複写であった様式を単票へと変更いたしました。

届出処理後、健康保険被扶養者（異動）決定通知書を2部（事業主控え・被保険者控え）送付いたします。

【資格確認書（再）交付申請書】新設

資格確認書の交付（マイナナンバーカードの紛失等）、再交付（資格確認書の滅失の場合は、資格確認書滅失届を添付してください）が必要な場合に申請してください。

※ 健康保険証の経過措置により令和7年12月1日まで有効の健康保険証の交付を受けている方へは資格確認書は交付いたしません。

【資格情報のお知らせ再交付申請書】新設

「資格情報のお知らせ」の再交付が必要な場合に申請してください。

※ 資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている「医療保険の資格情報画面」で代用が可能です。

※ 資格情報のお知らせは、資格喪失時に回収いたしません。

【マイナナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書】新設

「4. マイナナンバーカードの健康保険利用登録の解除について」をご参照ください。

※ 下記の届出書は健康保険証の新規発行終了に伴い廃止いたします

- ・被保険者証（滅失・き損）再交付申請書
- ・高齢受給者証（滅失・き損）再交付申請書

(2) 給付関係届書の主な変更点

全ての申請書においてマイナンバーによる申請が可能となったため、マイナンバー記載欄を最上部に配置しました。マイナンバーで申請する際の添付書類は廃止いたします。

【高額療養費支給申請書】

非課税者の方が「低所得区分」に基づく算定を希望される場合の非課税証明書の添付について「情報連携利用の選択欄」を変更しました。

【療養費支給申請書（立替払等）】

「10 療養費の支給申請の理由」欄の選択項目2番を「マイナ保険証又は資格確認書を提示できなかったため」に修正しました。

【健康保険限度額適用認定申請書】

マイナ保険証を利用されている方は申請が不要となるため「マイナ保険証をご使用中の方は提出不要です」の周知文を掲載しました。

【健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書】

非課税証明書の添付について「情報連携利用の選択欄」を変更しました。

また、マイナ保険証利用者は、医療機関への証書の提示が必要ないため、認定証が交付されないことを「確認事項と送付先」欄に掲載しました。

【特定疾病認定申請書】

マイナ保険証利用者は、医療機関への証書の提示が必要ないため、認定証が交付されないことを「確認事項と送付先」欄に掲載しました。

お問合せ先 適用徴収課・給付課 03（3642）8436